

1. 件名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子炉施設保安規定の変更認可申請に関する原子力科学研究所とのヒアリング
2. 日時：令和4年8月10日（水） 16時00分～17時05分
3. 場所：原子力規制庁10階南会議室（TV会議により実施）
4. 出席者
 - （1）原子力規制庁 原子力規制部 研究炉等審査部門
金子安全規制調整官、立元管理官補佐、菅生主任安全審査官、
島村主任安全審査官、直井安全審査専門職、三好技術参与
 - （2）国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所 課長 他5名
安全・核セキュリティ統括本部 安全管理部 技術副主幹 他1名
5. 自動文字起こし結果
別紙のとおり
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
6. その他
提出資料 資料1：STACYの運転再開等に係る保安規定変更に係る審査会合コメント回答
資料2：STACYの運転再開等に係る保安規定変更に係るコメント回答
資料3：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所原子炉施設保安規定と原子炉設置変更許可申請書との整理表
資料4：STACYの起動前点検対象設備の見直しについて

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	はい、それでは規制庁シマムラです。
0:00:04	それでは、停止のヒアリングを開始いたします。
0:00:11	まず、資料をご準備いただいておりますので、資料のご説明をお願いします。
0:00:19	はい。それでは原科研ステージイシイです。資料に基づいて説明させていただきます。後先に出席者の情報だけお伝えしておきますと、
0:00:32	S T A C Yからは、イザワ、
0:00:36	イシイ、アラカキハセガワ 4 名が参加しております。
0:00:43	それでは資料共有させていただきます。
0:00:59	今資料番号を S T 200-1 の資料が見えてますでしょうか。
0:01:06	はい。本日のヒアリングヒアリング資料四つ用意しておりますして前回の 6 月 30 日のヒアリングコメント回答。
0:01:18	とあと最後四つ目の資料が、新規のものになりますけども一部保安規定で申請しております。
0:01:25	既存前点検の対象設備について一つ見直したい箇所がありますのでその資料を持って参りました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:01:34	早速ではありますけど資料S D 200-1について説明します。こちらは前回、A S T 199-1 からの変更というところで変更箇所は、
0:01:47	網掛けのところになっております。
0:01:58	まず、変更箇所 3 ページになります。
0:02:04	前回説明した時にスゴウさんカラーコメントいただきまして、炉心厚生省炉心証明書運転実施計画についてこれらは順次作成するものであるの
0:02:18	で、 これらが保安規定の条項でも紐づきがわかるように記載することというコメントをいただいております。
0:02:25	今、第 5 条に炉心構成者というのがありまして、そこを起点にしまして
0:02:35	です。次に炉心証明書を作成すると。 いうところでここに今、現状の炉心厚生省で定められた範囲内において
0:02:44	というのを追加してございます。 続いて第 7 条の運転実施計画では、現状の炉心証明書に基づき、という
0:02:58	ところで炉心厚生省を炉心障害者運転実施計画の この三つのひもつきがわかるように修正したというものになっており
	ます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:04	あとページ戻りまして3ページになりますが、
0:03:08	前回この炉心構成の記載内容を見せした時に、
0:03:14	安全盤の炉心配置も棒状燃料の炉心配置ここで呼びますという説明を申し上げましたけどもそれはわかりにくいというところで、
0:03:24	安全盤についても炉心配置という項目を出してます。あと同じ同様に実験装荷物の炉心配置と、
0:03:32	いうところを、
0:03:34	今回記載を追加してございます。
0:03:38	あと、次のページにいきまして、
0:03:44	どのような場合に炉心証明書を再作成するのかというところでなお書きのところを前回のヒアリングで説明、
0:03:52	申し上げたんですけども、その例示の中で、安全盤の炉心配置もこの炉心核特性を大きく変化する場合に該当するのではないのかと。
0:04:02	いうコメントいただきまして例示の一つとしてこの安全盤の炉心配置というのも追加で記載をしております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:09	あとこの時にもう1個ですね炉心の核特性が大きく変化する場合は、再作成するんだろうけれども、それが安全側に变化する場合は必ずしもそうじゃなくてもいいんじゃないかというところで、
0:04:23	コメントいただきましたので、ただし書きで炉心の核特性が安全側に变化する場合はこの限りでないというただし書きを追加しております。
0:04:38	それです。5ページになります。次、
0:04:45	5ページにコメントをというところでこちらは審査会合のときに、宮参与からコメントいただいてその場で回答したんですけども、
0:04:57	非重要な質疑であったのでヒアリング資料にも残しておいてくださいというコメントを前回いただきましたので、新たに起こしたのになります。
0:05:07	コメントNo. 5として炉心構成の変更に関する段階的に実験範囲の拡大について、棒状燃料の本数を増加させる等の物理的な拡大を意味するものかと。
0:05:20	それとも炉心の核的に厳しい領域に実機範囲を広げていくことかという質問を審査会合のときに、受けました質問を受けました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:30	その時の回答がここに記載した通りなんですけども次、段階的に実験範囲を拡大というのは、黄砂の意味ですと、露出すなわち炉心の核的に厳しい領域実験範囲を、
0:05:44	を広げていくというものであると。つまり運転実施計画の策定、実際の運転にあたっては原則として、炉心核特性値に対して裕度のある路線から実験を開始し、実験等による検証を進めつつ、
0:06:00	段階的に厳しい条件の路線に実験範囲を拡大することにより、安全性を確保すると、いうことを記載しております。ただし書きに記載しておりますのは、
0:06:12	そうは言っても既存のデータにより核的制限値を十分に満足できると判断できる場合には必ずしもその核的に厳しいところから始めるというところが必ずしもそうならないことがあるというところでただし書きを記載しております。
0:06:28	他の点検体制の中に、
0:06:30	藁谷委員。
0:06:35	あと、資料1の最後のページになりますが、7ページいいです。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:42	前回わあ、付則の記載ぶりの案まではお示ししなかったんですけども、 できたら付則の記載ぶりもお示すことというコメントをいただきまして、
0:06:54	この両括弧 2 を示してごさい記載を追加しております。
0:07:00	この規定の施行日以降 S T A C Y 施設において新規制基準の適合性確認 を完了するまでは、第 11 年第 28 条第 1 項の規定、すなわち、この下の 規定です 28 条の第 1 項の規定による、
0:07:15	T - C から受入れる説明量の受け入れを行わないものとする。
0:07:21	いう施工の部分を、を追加したというものになります。
0:07:29	資料 1 の説明は以上になります。
0:07:34	規制庁芝です。はいご説明ありがとうございますそれでは、確認事項あ りましたらお願いします。
0:07:58	規制庁の三好ですけども。
0:08:00	はい。よろしく申し上げます。
0:08:02	先ほど説明を加えていただいた
0:08:07	安全盤の配置についてですけども、
0:08:10	炉心証明書のですね、書き方として、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:14	炉心照明を取る炉心というのは当然、安全盤配置も含めて、炉心の燃料配置も含めて、
0:08:24	書類でわかるようにすると思いますけども、
0:08:29	はい。その際その炉心証明を取って、
0:08:33	その炉心証明の、
0:08:36	については、
0:08:38	その一つの炉心だけカバーするっていうことではなくて、ある程度それを取れば、
0:08:45	科学的に、より安全な、
0:08:48	無心は組める。
0:08:56	うん。
0:08:57	はい清椎野医師ですけどもおっしゃる通り炉心証明書はある特定の一つの炉心だけではなくて、炉心を変更する範囲と。
0:09:07	この両括弧6に定めるところですね、進行性の変化範囲というのを記載できるようになっておりますのでこの変化範囲の中で、炉心を構成することができるようになっております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:21	それがね、それは炉心証明書の中で明確になっていると考えてよろしいですか。
0:09:34	いや上どう申しわけない。うちの館内放送とかぶってしまったんでもう一度お願いします。何で明確になってるっておっしゃるような炉心証明書で、
0:09:46	はい。ある炉心について、
0:09:49	安全盤の、
0:09:51	反応度価値なんかを図るわけですけども、そ例をとることによって、どこ、どういう範囲の炉燃料配置の変化が、
0:10:02	許されるかっていうことが明確になってるかどうかってことを確認し、
0:10:07	臨界停止の意思ですけども、そうですね炉心構成炉心証明書の中で、明確にはなっております。
0:10:20	はいわかりました。
0:10:25	柿木。
0:10:40	でしょ。
0:10:44	すいません規制庁のスゴウです。
0:10:47	1、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:48	二つというか一つ、今の三瓶Gの、
0:10:53	括弧2の方で、可溶性中性子吸収材、過去種類ってなって、前回は有無 だったと思うんですけども、
0:11:06	す、確か前回その次のページのなお書きの
0:11:13	再度炉心証明書を作成する手続きの中で、
0:11:19	可溶性中性子吸収材の種類またはその有無というところで、江藤有無だ けじゃ有無っていうか種類なんじゃないですかみたいな話。
0:11:29	今回種類になったのかなと思うんですけど。
0:11:32	衛藤。このなお書き以降でその有無っていうのがあるんですけど、有無 については
0:11:41	この炉心証明書には記載は、必要ないって判断されたっていう、そうい う理解で良いですかね。
0:11:51	は委員会一過性椎野イシイですけども、なしの場合はなしというふうに 書かれることになります。当然種類で、が取りんとか暴論とかっていう のを入れる場合はその資料を書くんですけども、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:07	展開しない場合は変化なしというところは、当然書くことになりますのでそこはちょっと自明かなと思いましたので、今回ちょっと種類だけに、記載は直しました。わかりました。
0:12:19	それからこれは、内容というよりも、
0:12:23	あれなんですけど、一番最後のページの、
0:12:27	補正の記載方法のところ、(2)で、
0:12:31	この規定の施行日以降STACY施設の置いてってなってるんで、
0:12:38	衛藤、資料としてあれなんですけど、実際に
0:12:42	補正とかする時ちょっと誤字脱字は気をつけていただければと思います。
0:12:47	はい。以上です。
0:12:50	委員会開始です。どうもありがとうございましたSTACY施設においてというふうに修正いたしますありがとうございます。
0:12:57	うん。
0:13:17	その他よろしいですか。
0:13:25	規制庁の三好です。
0:13:27	1点ですね

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:30	その可溶性毒物について、種類っていう、
0:13:35	ことを示すっていうことですけど、当然可溶性毒物の
0:13:39	場合は
0:13:41	その毒物濃度によって、炉心特性変わると思うんですけども、その毒物濃度は、
0:13:49	例えば上限とか、そういったところについての扱いはどういうふうになっているんですかね。
0:13:56	はい。臨界課の石井ですけども、そこについては、
0:14:07	ちょっと待ってください。
0:14:38	すいません鳥飼狩野イシイですけども 2 ページに
0:14:44	ページを見ていただくとですね、
0:14:51	進行性の条件というところがありましてこの炉心流量（12）の炉心特性値の変化範囲という項目がありますんで、中性子吸収性中性子吸収材を加えたときに、炉心特性値の変化範囲に、
0:15:07	収まるということを事前に解析して確認するというものになっております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:16	すいません。ちょっとね今音声が入切れて、途中聞けなかったんですけども、
0:15:21	ちょっと、
0:15:30	ちょっと待ってください。
0:15:47	すいません。臨界のイシイですけどもまず、炉心構成。
0:15:55	の時にですね炉心構成書を作る時には白（12）の炉心特性値の変化範囲の中で事前解析を行って、
0:16:05	この
0:16:08	変化範囲に入ることを確認しますと。
0:16:11	炉心証明書の際は先ほどの両括弧6の炉心構成の変化範囲。
0:16:18	ここで同じく炉心特性値の中に入ることを確認する。
0:16:25	炉心特性値を変換を定めるといふふうになっております。
0:16:35	規制庁の三好です。
0:16:37	そこで言ってる炉心特性値の変化範囲っていうのは、
0:16:42	設置許可で、それぞれの条件を言ってるんです。ですかそれとも核的制限値なり、
0:16:50	温度計算なりそういう、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:53	許可で認められた範囲の、
0:16:57	それぞれのいろんなことを言ってるんですか。
0:17:01	ステージのイザワです。後の方校舎の方でございまして設置変更許可書に載せている範囲を、その方で使っております。
0:17:14	規制庁のミヨシです。
0:17:18	そうすると、その計算が常にあって、
0:17:23	許可で、
0:17:24	枠を取った範囲になってるっていう。
0:17:27	ことを、
0:17:29	責めすっていうことですか。
0:17:31	でもそれは炉心。
0:17:33	証明書で示すんであって、部品厚生省の段階ではそこまで、
0:17:38	やるんですか。
0:17:40	指定主事の伊田ですはい炉心厚生省の段階で、解析ではありますけれども確認いたします。そして炉心
0:17:49	証明書の中ではこの炉心証明書で濃度をどこまで変化させるというようなことを、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:57	炉心構成の変化範囲に書き込むという形を考えております。
0:18:04	規制庁の宮西でそうすると、具体的にその可溶性毒物の、例えば最大濃度という、その数値は、
0:18:13	炉心証明書の段階で、
0:18:16	示すと。そう考えればいいんですか。はいおっしゃる通りです。炉心証明書の中に、どこまで入れていいということを書き込む書き込んで対応いたします。
0:18:29	うん。
0:18:30	そうするとちょっと先ほどの議論に絡むんですけど、
0:18:33	可溶性毒物の種類は炉心構成書に示して、その濃度は炉心、
0:18:39	証明書に示すと。
0:18:42	そういう理解でいいですか。伊勢篠田です。炉心厚生省の中では実際に入れる可能性がある濃度を、
0:18:53	パラメーターにして、厚生省の中で計算いたしまして、炉心証明書の中でも、改めてですね、この炉心証明書の中では例えばこの毒物を何 ppmまで入れるということを記載するというを考えております。
0:19:09	と両方に、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:11	もう路線厚生省の段階では、解析だけでも、
0:19:15	両方に最大濃度が記載されるっていう、そういう理解でいいですか。
0:19:19	はい。規制庁の飯田です。ご理解の通りです。
0:19:24	はい、わかりました。
0:19:35	はい。それでは、規制庁の島村です。それでは、
0:19:41	次の資料のご説明をお願いします。
0:19:45	はい。S T A C Yの医師です。それでは、続いて資料2の説明に移らせていただきます。
0:19:54	続いては資料S T 200の2というところで、こちらはヒアリングのコメント回答になってございます。
0:20:05	せえ。
0:20:09	まず5ページですね今回も変更箇所を網かけで示しておりますが
0:20:16	5ページ。
0:20:20	こちらですね審査会合のときに、同様な質問を受けて、基本的に今後の保安規定で変更が不要であると。
0:20:33	いうことは理解し、していただいたと思っております。その際にそうは言ってもですねs t a g eはこの実験計画に応じて、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:43	棒状燃料とか実験植物を用いましたような炉心を構成することが可能な臨界実験装置であると。このため新規に炉心や実験評価物の設工認を申請する際には、
0:20:56	現行の保安規定により安全性を確保できることを確認することとする と。
0:21:02	確認の結果新基本規定が保安規定担保しなければならない事項等が生じた場合は、規定の変更申請手続きを行うということで、審査会合のときにこのグレーのハッチングしたところを、こういう確認をしますというところを説明。
0:21:18	申しあげましたんでそれを改めて記載したというものになってございます。
0:21:26	あと次のページに、少しグレーのハッチングをつけたところがありますが、こちらは以前、
0:21:36	前回のヒアリングの時にこういった項目も保安規定で記載しますというところを説明しましたんでその記載を追加したというところになります。
0:21:48	あと続いて、7ページのところですがこちらもS T A C Yで今後を予定している。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:58	実験計画を示したものになります。前回は
0:22:05	直近のものを示してですね、それ以外のものはちょっと未定という記載 にしておいたんですけども、今回はそれぞれ基本の新一、これはすでに
0:22:16	設工認の認可を受けてる路線になりますがこれについては、令和5年度 にやるというところであると、少し将来的になるものについては、令和7 年度以降というところで記載を修正しております。
0:22:33	設工認の要否についてはいずれの指針も設工認が必要であるというところ であると括弧書きでその申請時期を記載しておりますわかる範囲でです ね、
0:22:45	令和7年度以降とかちょっと長期的なものになるものは今のところ未定 というところで申請時期は未定というところで記載をしております。
0:23:02	あと次のページに行きまして、8ページですが炉心構成書と炉心証明書 の違いですが、先ほども少しお話ししたけども炉心構成書っていうの は、
0:23:14	炉心炉心証明書というのは炉心厚生省に示した範囲のうち、ある特定の 路線について、臨界量だとかこういったものを算定するものであるとい うところになります。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:28	それで1回炉心の構成した後に委員会料とか過剰反応度こういったもの の実測値が、事前の解析と大きく外れていないことを核的制限値を満足 してることを確認すると。
0:23:42	そのあとに当該の新証明書において運転する進行性の変化範囲、棒状燃 料の本数だとか、可溶中性子吸収濃度等を決定して、
0:23:53	炉心証明書で運転できる範囲を明確にするというところで説明を記載を 追設の記載を追加しております。
0:24:08	それ、7、
0:24:13	あとは13ページとかになりますけど13ページは先ほど説明資料1で説 明した通り、安全盤の配置だとか新しい核特性なんかアンゼンガワニ変 化する場合を除くとか、
0:24:26	いったところを同じように修正したというものでございます。
0:24:34	あと資料の26ページです。次が、
0:24:42	これが前回のヒアリングで新しいコメントを受けたものになります。保 安規定の第31条で、燃料の装荷という条項があるんですけども、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:53	<p>この中で従来は燃料の炉心配置を確認すると言っていたんですけども、燃料の炉心配置のほかに安全盤の炉心配置等も確認する必要があるのではないかと。</p>
0:25:05	<p>炉心装荷にあたり委員会技術開発室長課長が確認すべき事項を追加することと、</p>
0:25:11	<p>ということで、記載を見直して参りました。</p>
0:25:15	<p>その内容が、両括弧3ということで燃料安全盤、実験予想貨物の炉心配置が、加振証明書に記載された通りであることと、</p>
0:25:26	<p>ということで炉心証明書で示すと言ってる炉心配置のもの。</p>
0:25:32	<p>についてはこの時に確認するということで、燃料と安全盤と実験予想貨物、この炉心配置を確認する必要がありますんで、このことを記載したというものになってございます。</p>
0:25:51	<p>あとは、</p>
0:25:57	<p>はい。</p>
0:25:58	<p>あとは少しはグレーのハッチングがありますけど6月に先行使用の保安規定を補正したとか、それについては先日8月1日付けで認可をいただいておりますんでそういった、</p>

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:11	書類の手続きの話を追加してグレーのハッチングとしたものになってお ります。
0:26:18	あと 38 ページに溶液系 S T A C Y 等を更新停止の比較表というのがご ざいますけども、こちらちょっと今後の
0:26:29	補正内容も盛り込んで、比較できるように記載を見直さというところで 特段大きく変更したというかこれまで説明した内容を、
0:26:40	この比較表に入れ込んだというものになってございます。
0:26:52	80、
0:26:54	2 ページの先行使用と運転再開の保安規定の対象も、
0:26:59	同様に、構成内容を青字下線で追加して、
0:27:05	比較できるようにしたというところで特に新しく説明する事項はござい ません。
0:27:15	それとちょっと続けてですねもう 1 個の資料。
0:27:19	です。
0:27:24	資料を S D 200-3 になりますが、許可申請書との整理表というところ で、こちら前回のヒアリング時にスゴウさんからコメントいただきま して、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:36	左側に保安規定の記載内容で真ん中に許可申請書の本文、
0:27:43	右側に許可申請書の添付書類という、構成というか、記載ぶりにフォーマットにしております。
0:27:53	説明欄も従来は許可、
0:27:57	と整合しているっていう、
0:28:00	記載だったんですが許可にこう書いてあるから保安規定と整合している というところで、丁寧に記載を追加したというものになっております。
0:28:10	こちらは細かいのでちょっと説明を割愛しますけども
0:28:16	第三者が確認しても、それなりに確認できるように記載を充実したとい うものになってございます。
0:28:24	資料 2 と資料 3 の説明は以上になります。
0:28:28	規制庁嶋村です。はい。ご説明ありがとうございますそれでは二つの資 料につきまして、確認事項ありましたらお願いいたします。
0:28:56	規制庁の三好です。
0:28:59	一点確認させてください。
0:29:01	資料の 2 のですね 26 ページ。
0:29:06	先ほどちょっと説明があった。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:09	ところですけども、
0:29:21	もうちょっと下かな。
0:29:26	この燃料の装荷のところですね。
0:29:31	もうちょっと上げてもらいますちょっと私どもだと比較したが隠れちゃってんだけどもうちょっと、
0:29:37	31条は目全部見える格好にしてもらえますか。
0:29:42	はい。
0:29:43	ここで、
0:29:44	燃料装荷についての確認事項を書いているんですけど。
0:29:50	両括弧1の未臨界版が挿入されていることってありますね。
0:29:58	これ実際、炉心証明書を取る。
0:30:02	炉心Dを、
0:30:05	実験場を
0:30:08	最初、最初にやるんだったらこういうことはあり得るかもしれないんだけども、
0:30:14	この高度燃料総括っていうのは炉心証明書取る炉心というふうに限定してるんですかそれとも、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:21	一般の今実験で、
0:30:26	1日に、
0:30:28	何回か変更してやるっていうこともあると思いますけど、
0:30:33	まずここでの燃料の装荷っていうのは、
0:30:36	炉心照明を取る炉心に限った燃料の装荷なのか。
0:30:41	いやそうじゃなくて、
0:30:44	実験上変更する時の燃料装荷も含めて言ってるのか。
0:30:48	それはどういうふうに考えてるんですか。
0:30:51	はい。S T A C Yの医師ですけども後者で臨界臨界実験を行う場合、燃料装荷する場合は、必ずこの両括弧1から両括弧3までを確認することになっております。
0:31:07	規制庁の三吉でそうすると、
0:31:10	ここで言ってるアメリカ版というのはもともとの、
0:31:13	この未臨界版の挿入というのは
0:31:16	いわゆる津波対策で出てきたと思いますけど、これは安全盤は含んでないわけですか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:24	そうですね。そうです。許斐臨海盤は安全盤は含まれてません。設工認で取った未臨界版ですね。
0:31:33	あ、あ、どうぞ。そうすると、要するに、
0:31:38	1日に封ラインあると思いますけどね。
0:31:41	未臨界版というのは基本的2、そういう津波対策なんで、実験が終わった後に、
0:31:48	未臨界版入れる場合があるでしょうけど、そうでない場合っていうのは、
0:31:53	委員会版を毎回毎回挿入するっていうことは現実的じゃないような気がするんですけど。
0:32:00	はいSTACYの湯田です。ご趣旨はわかりました実験途中に例えば1本2本入れる時にこの条文を厳密に読むと、未臨界が挿入されていないのではないかというコメントと拝承いたしました。
0:32:14	はいはいおっしゃる通りかと思います。これは括弧伊丹臨界盤または安全盤が挿入されていることとすると、厳密な意味で、実態に合うかなと。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:27	思います。はい。ちょっとそこ、そのようにさせていただきたいと思 います。
0:32:32	はい。ありがとうございます。
0:32:37	いや複数か実験やるっていう必要が出てくるんだと思うんで老婆心なが らこれだと。
0:32:45	実際これを元、厳密にっていうかそれ、これを守った形での燃料の装荷 はできないじゃないかっていうふうに思ったんで、今言われたように短 い場合は、
0:32:56	安全盤とか、そういう形にする必要があるんじゃないかというそういう 趣旨です。
0:33:01	はい提示おっしゃる通りだと思います。ありがとうございます。
0:33:20	すいません規制庁のスゴウです。
0:33:23	衛藤。資料3につきまして、
0:33:27	私前回の指摘を踏まえて、
0:33:31	直していただいてすごくわかりやすくなったと思い、思いますありがと うございます。で、その上で1個だけ。
0:33:39	ちょっと確認なんですけれども。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:43	須藤だった。
0:33:46	14 ページの、
0:33:51	自然現象等に備えた管理で、27 条の 3-5 で、溢水対策の話をしている と思うんですが、江藤、一応、
0:34:07	他のところでも記載があるんですけど許可申請書で溢水の話ってあると 思うんですけど、
0:34:15	この 27 条の 3 のところで、許可申請書の溢水を引用してな何か理由は あるんでしょうか。
0:34:31	少々お待ちください。
0:34:56	いや、申し訳ありません確かに溢水の話が書いてないので、
0:35:02	許可では
0:35:08	放射性物質を含む液体病気体の放射性物質を含むものが、
0:35:15	施設外に漏えいしない設計とするという設計方針がございますので、ち よっとそれを追加させていただきたいと思います。
0:35:24	規制庁のスゴウです
0:35:27	よろしく申し上げますなんか単に多分書き忘れ、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:32	かなと思うんですよ。もしかしたら溢水が、今回、保安規定に規定するのって地震によるっていうのがあって、
0:35:43	もしかしたら起因になる地震読んじゃってるのかなあと思ったんですけど、書いてくれるってことなんであれなんすけど、許可基準規則が溢水のところって自身も含むってなってるんで、
0:35:56	一応その引用していただければと思いますのでよろしくお願いします。
0:36:04	はい。ステージ1です。承知しましたちょっと追記させていただきます。ありがとうございます。
0:36:33	その他、よろしいでしょうか。
0:36:48	はい。それでは
0:36:51	最後の資料。
0:36:53	の、ご説明をお願いします。
0:36:58	はい。S T A C Y 医師です。それでは最後四つ目の資料になります。
0:37:07	s t a g e 起動前連携、起動前点検対象設備の見直しについてというところで概要ですが、保安規定変更認可申請書において指定し、運転開始前の措置とする。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:20	措置として実施する点検、これは起動前点検とを定義しておりますがこれについて起動前点検対象設備の一部を見直したいと、いうふうに考えてございます。
0:37:33	見直しの内容については運転開始前の措置、第 18 条があるんですけども、
0:37:39	この中で原子炉起動時に正常な状態であることを確認すべき施設設備というものを定めております。
0:37:48	その中で気体廃棄物処理設備という記載を今しておるんですけども、これについて削除したいというものになってございます。
0:38:00	見直しの理由としましては気体廃棄物処理設備は現行の設置変更許可申請書において、溶液形成施設、
0:38:11	昔の旧 S T A C Y をここに書いてありますが結城慧星氏で使用した燃料等の貯蔵等を行う施設からなる、
0:38:21	原子炉施設というものに区分されていて s t a g e 更新分を運転するために必要な設備ではないためということになってございます。
0:38:33	これ、伴規定の補正前と補正後になりますが、この別表第 8 に起動前点検の対象設備として液体廃棄物処理設備、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:46	を記載しておるんですがそれを削除したいというものになっております。
0:38:50	大変申し訳ないんですけども旧 S T A C Y 領域結成しの起動時の点検対象設備
0:39:00	と比較した時にそれをちょっとそのまま持ってきてしまって、この気体廃棄物処理設備の記載が残ったままになってしまったというものになってございます。先ほど説明した通り、議題廃棄物処理設備は、
0:39:14	S T A C Y 更新炉では必要ない室設備になりますので、点検対象設備から外したいと、こういうものがございます。
0:39:23	次の 3 ページに示したのが許可書の抜粋になっておりまして、許可書の中では
0:39:32	S T A C Y 更新炉に必要な設備で、あと更新に必要な、すなわち溶液血清市の設備というところで二つに設備を区分してございます。
0:39:45	その中で有益血清施設の中で北一処理設備を分類しているので、
0:39:52	S T A C Y 更新後の運転に供する設備ではないというものになってございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:59	続いてもう参考になりますが設置変更許可申請書の更新前、旧 S T A C Y の時と、更新後の気体廃棄物処理の系統図を示してございます。
0:40:14	左側がああいう H 系ステージの気体技術の処理系統になっておりまして、従来の有益ケース停止。
0:40:26	この原子炉はああいう 1 燃料の臨界データを取るところで非密封の結城燃料を取り扱うというところで、原子炉から出てきた希ガス等のものは宗ベント設備。
0:40:40	いうところでヨウ素等を吸着した後に、その気体廃棄物を北井廃棄物処理設備で処理して、排気塔から放出するという経路をたどってございました。
0:40:54	ただし、これがですね今度更新炉では F P 等は棒状燃料の中に保持されて北井中に出てこない気体廃棄物にならないと。
0:41:06	いうところで心労は
0:41:10	この気体廃棄物処理設備を
0:41:13	通らないものになってますんでこの北九州設備を点検対象設備から削除したいというふうになっております。
0:41:24	説明は以上になります。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:28	はい。規制庁霜田です。ご説明ありがとうございます。確認事項ありましたら、
0:41:36	規制庁嶋村です。1点
0:41:39	この気体廃棄物処理設備は、
0:41:47	点検対象から外すって、
0:41:50	事なんですけど、全然もう今後は使わない、新しいステージではもう、
0:41:58	必要ない設備で全然使わないというそういう、
0:42:02	ことなんでしょうか。
0:42:05	はいSTACYイシイです。新しいSTACYの更新炉では使わないというものになります。
0:42:12	ただし、STACY施設には溶液燃料、急性期で用いた領域燃料を貯蔵管理しておりますので、
0:42:23	そこの貯蔵設備からは牧田廃棄物がわずかながらには出ますので、それを処理するのにこの喜多牛処理設備を
0:42:34	使う必要はあります。
0:42:45	そうすると

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:49	原子炉起動とは使うけれども原子炉起動とは関係ないので、その点検対象から、
0:42:59	2は必要ないんで、そういうことでしょうか。
0:43:03	エステー穴戸ですはい、ご理解の通り起動前の点検としては対象としないというところになります。ただ当然有期燃料貯蔵管理するのに必要な設備ではありますんで、
0:43:16	年1回定期的なPOSとか点検とかそういったものは継続して実施するというものになっております。
0:43:25	はい、わかりました。ありがとうございます。
0:43:31	規制庁のスゴウですこの内容自体に特段
0:43:36	なんででしょうコメントないですけどちょっと教え
0:43:39	許可のときの審査とかでもう終わってる話なんで興味として教えて欲しいんですけど、先ほどFPとかはその燃料の中に、
0:43:52	取り込まれるというか、実RIPされるっていうんですかね。
0:43:56	なので外でないって話なんですけど、
0:43:59	何か例えばね、燃料破損とかって、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:02	あったとしたら、何か出てきちゃうような気もするんですけど、そういう場合は何かどういうふうに処理するんですか。
0:44:13	はい。藤天使医師ですけども S T A C Y の場合はそもそも低出力なんで F P が F P の放出が無視できると。
0:44:23	いうところがあります。
0:44:25	あともう一つは S T A C Y は許可の中で、燃料破損その被覆の破損自体というの、想定されないと。
0:44:34	いうものになっております。原子炉運転中にですね、っていうのは行政、軽水を強制的に循環してるとかそういうものでもございませんし、
0:44:46	燃料の被覆の破損モードがないというところで運転中の燃料破損は許可の中で想定されておられません。
0:44:58	規制庁のスゴウですありがとうございます。
0:45:03	若干っていうか、はい、わかりました。
0:45:07	はい、ありがとうございます。
0:45:28	はい。その他、いかがでしょうか。
0:45:39	全体を通して何か。
0:45:42	確認事項ございますでしょうか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:03	いいですか。
0:46:05	三好さん、よろしいですか。
0:46:15	ミヨシですはい結構です。
0:46:20	はい。
0:46:21	それでは
0:46:26	本日ご用意いただいた資料は、
0:46:31	以上なんですけれども
0:46:36	もう1個の申請していただいて選考するほど保安規定を先ほどありまし たように先週、
0:46:45	認可に、
0:46:47	なって、
0:46:52	何ていうんすかね補正の補正していただく内容もだんだん
0:46:57	見えてきたんじゃないかなと思うんですけどその辺のスケジュールって 大体どのようにお考えでしょうか。
0:47:08	はい。S T A C Yの石井ですけれども、本日の説明で大体補正内容も固ま りましたので、あと先日、先行使用の保安規定の認可いただきましたの で、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:22	補正ができる状態になったと考えております。
0:47:27	あとは、所内の申請手続きを踏まえてですね、次の佐野安全審査が、
0:47:37	9月の
0:47:39	8日が上旬にありますんで、9月中には補正したいというふうに考えて おりますけども、そこ、こんな感じのスケジュール感でよろしいです か。
0:47:56	っすか。
0:47:58	はい。
0:48:00	9月中に補正ということですね。例えばですね
0:48:07	補正の中度ドラフトみたいなのっていつごろ、
0:48:12	はいできるそれは、
0:48:16	ドラフト版でよければ8月中には、ちょっと所内審査手続き前のもの になりますけども、それでよろしければ8月中には送付できるかと思いま す。
0:48:33	でいいですか。
0:48:43	すいません。規制庁のスゴウです
0:48:46	衛藤補正するにあたって、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:50	あれですかね。
0:48:52	他に資料って今、補正とは別に、
0:48:57	何を提出される予定とかってありますか。
0:49:07	S T A C Y の意思ですけども、補正の際にですか。そうですね補正もそうなんですけど、例えば、
0:49:19	今日いただいている資料とかその補足説明資料の補正に合わせたセット版ですとか、
0:49:28	なんかそういうのも一応必要になるかなって思ってるのと、
0:49:32	あとちょっと補正がどういう形なのかな今の現行審査、現行の保安規定に対する新旧対照表みたいなのがつくイメージですかね。
0:49:44	補正、補正の際には先日
0:49:48	8月5日で先行者の保安規定もらいましたので、それとの新旧対照表になります。わかりました
0:49:58	であればあとはちょっと、
0:50:01	参考として、その初回の申請の内容からどこを変えたのかっていうのがちょっと前後表でわかるような、
0:50:11	ものもいただけるとありがたいなと思って、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:14	なのでそういった類等を、今いただいた、京都からヒアリングでの資料のセット版と、
0:50:23	今日の中に入ってんですけど大丈夫、許可申請書との整合性の話、整理表とかですねあとは、コメントなかったんですけども、許可基準基礎許可じゃない。
0:50:37	保安規定の審査基準との、はい。生協とか一色一応セット版っていうのも、
0:50:44	出してもらえればなど。その申請とは別にですね、
0:50:49	入ってます発祥地しました。
0:50:53	はい。そこら辺を含めて準備いたします。
0:51:01	はい規制庁シマムラです。その他何か機構さんの方から何かございますか。
0:51:09	s t a g e の紙ですけども機構から原科研からはありません。
0:51:18	はい。
0:51:21	わかりました。はい。
0:51:23	それでは、ちょっといいですか。どうぞ、吉井ですけども。はい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:28	刀禰先ほどの
0:51:32	今回の資料でいう最後の資料で、
0:51:35	気体廃棄物の、
0:51:37	設備の処理設備の点検省略したいっていう、
0:51:41	ことだったんですけど、
0:51:44	S T A C Y の許可段階で、
0:51:48	設計基準事故で、一応その燃料の取り扱い時の破損というのを考えてた んじゃなかったかと思うんですけど、これ違いますか。
0:52:00	はい。それは運転終了後ですね、運転終了後に運転員が、炉心から取り 出した燃料を、
0:52:12	貯蔵庫に運ぶ際に、落下させてしまうというのが、s t a g e の設計基 準事故になります。そうすると、
0:52:21	要は全然皮膚科が破れて出ないってことじゃなくて、
0:52:27	るるぶ燃えた燃料で、
0:52:29	運転直後か何かを、
0:52:31	仮定してたと記憶してますけど、要するにわずかながらも、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:37	出る可能性はあるっていう評価だったと思うんですね。はい。ただその評価っていうのは気体廃棄物の処理設備を通して、
0:52:47	スタックから出るっていうんじゃなくて、もう確か建屋から直接地上放出。
0:52:54	より厳しい条件でやってたと思ったんですけど。はい。いずれにしてもそういう、運転中ではないけども運転後に、
0:53:04	F Pがもうわずかながらも、炉室内に放出されると。
0:53:10	いうことに対しては、
0:53:13	喜多樋口処理設備の機能というのは、特に期待されてないっていうさういう、
0:53:21	理解をしてるっていう。
0:53:24	いことではないんですかね。
0:53:26	あとはステージ1ですけども、はいおっしゃる通りですね運転直後に燃料棒状燃料を落下させてしまって、わずかながらでもF Pが出るというのがs t a g eの設計基準事項になっております。
0:53:41	その際になっておりますように、地上からの放出を想定していてですねこの気体廃棄物処理設備の

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:51	処理とか排気塔からの希釈とか、そういったものは何一つ期待しており ませんのでそういった意味からもこの気体廃棄物処理設備というのは、
0:54:01	機能所右舷城の運転では期待していないというものになります。
0:54:10	規制庁の三好です位置付けはわかりましたけど、この気体廃棄物処理設 備ってというのは運転、
0:54:17	の事故時に対しての機能はないってということなんですけど、これ自身 は、
0:54:24	特に設備として、
0:54:27	撤去するとかいうことは考えてなくて、原動して、溶液燃料の方の管理 で使う。
0:54:35	設備で、
0:54:37	これはもう毎日、
0:54:39	運転にかかわらず、起動させると。
0:54:42	いうそういう運用の仕方をしてるもんなんですか。
0:54:46	はい。衛生 C C ですけどもこの気体廃棄物処理設備は 24 時間連続運転 になっておりますんで、朝と夕方に正常に作動していることは毎日点検 しているものです。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:01	おっしゃる通り
0:55:04	領域燃料が存在する限り比木耐久する設備ってというのは、機能を維持しなければならぬものになってございます。
0:55:13	そうするところ、
0:55:15	規制庁の夕食今回のこの部分についての点検を外すっていうのは、炉の運転の観点からは点検する必要がないから、点検の対象設備からは外したいというそういう、
0:55:27	意味で理解すればいいですか。
0:55:29	はいお寿司ですけどおっしゃる通り
0:55:33	今保安規定で書いてる第 18 条というのは運転開始前の措置で、原子炉の運転を開始しようとするときは、正常な状態であることを確認しなければならないと。
0:55:45	ということで、原子炉の運転に限った条項ですんで、そこからは削除したいと、点検対象からは削除したいというものになっております。
0:55:58	この北井処理設備を前に従事しなければならないというのは別途運転手引きとか、下部規定で面倒を見ることになっております。
0:56:13	この運転等、規制庁の入室運転とは別に例えば、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:20	こういう施設っていうところになるんですかねその辺での点検項目に、
0:56:25	は、
0:56:26	入ってると考えていいんですか。
0:56:30	北井副主事清進士ですけども北半球処理設備を面倒見ているのはこちらは本体施設になりますんで、
0:56:40	本体施設が見ております。
0:56:43	その維持管理については、別の条項があつてですね
0:56:53	その情報に基づいて管理をしています。
0:56:57	運転、施設管理実施計画課関係の中で、施設管理実施計画というのがあります、
0:57:10	あれ。
0:57:12	すいません。はい、どうぞ。はい。
0:57:18	要は、
0:57:19	当然、
0:57:22	要は、管理という観点から 24 時間動いてると言う必要があるわけだけでも、それに対するその点検というのについては、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:33	それがある以上、気体廃棄、
0:57:35	処理設備が全く要らないってということではない。
0:57:39	わけなので、
0:57:41	そこに対する点検ってというのは、どこかで書いておく必要がある保安規定のレベルで書いておく必要が、
0:57:48	あるんじゃないかなっていう、ちょっと今思ったんですけど。
0:57:54	はい臨界 1 課の大瀬氏ですけども、そういったものについては施設管理実施計画を定めて管理するという今体系になってますんで、
0:58:08	施設管理計画の中で各個別の細かい機器をすべて挙げてですね、
0:58:17	どういった点検とか検査をしているというのはその中で定めるといふことになってます。
0:58:23	施設管理計画を策定するっていうのは保安規定の条項。
0:58:28	要求事項になっております。
0:58:31	うん。うん。
0:58:34	そのセッパ管理規制庁のミヨシ s 施設管理実施計画ってというのは、ある意味で、炉の方で言えば、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:44	<p>運転基準とかそういうレベルのものなんですか。いやあ、停止なしですけども、ちょっと値ガーターてですね施設管理計画っていうのはS T A C Y施設のすべて、</p>
0:58:59	<p>機能安全機能を持ってる。</p>
0:59:01	<p>すべての設備が一覧になっていてその設備に対して定期事業者検査の対象であるとかないだとか、</p>
0:59:12	<p>点検の頻度、</p>
0:59:14	<p>点検の方法、そういったものが記載されたものになっております。</p>
0:59:23	<p>そうすると、下のリスタ以上はそちらの方で、</p>
0:59:28	<p>24時間連続運転だっていうことだけど、毎日、</p>
0:59:34	<p>点検するっていう、</p>
0:59:35	<p>ゴトウは明確になってるという。</p>
0:59:38	<p>牧野は委員会かS T A C Yですけどもその点検頻度のところに記載があったかと思います。</p>
0:59:48	<p>うん。</p>
0:59:50	<p>つまりちょっと</p>
0:59:51	<p>運転時に、運転中の、</p>

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:56	設計基準事項ではないんだけども、はい。未処理運転停止後に、一応1 燃料を運ぶかっていうのは特に、
1:00:05	規定がないんで、ある意味、それこそ、いつ、いつ出ていつ取り出し て、事故が起きるってということにもなりかねないんで、要するに常時
1:00:23	期待を上げる処理設備が働いてるっていうことを、
1:00:27	その点検によって確認する必要があると思うんで、その辺のその点検頻 度、具体的には毎日ってということになるんじゃないかと思えますけどそ の辺は確認をしておいていただけ。
1:00:41	いやだなというふうに思いますけどね。清進士ですけども、承知しまし たと、当然施設管理計画にも、その点検の頻度とか施設定期事業者検査 の有無も書いてあります。
1:00:56	あとはもう一行別途運転手引きもありまして、そちらには北九州処理設 備を朝と夕方2回点検すると。
1:01:07	いう記載があったかと思えますんでそちらでも明確にはなっておりま す。
1:01:16	そうするとあれですかその運転手引きってというのは炉心本体の運転レベ ルなんですか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:22	はいそれはS T A C Y施設の運転手引きですんでS T A C Y施設の運転手引きの中には、原子炉本体もちろんありますし、原子炉本体ではない、溶液燃料の貯蔵設備だとか今言った気体廃棄設備、
1:01:37	そういったものが全部まとめられて、一つのS T A C Y施設の運転手引きというものになっております。
1:01:45	そこには点検頻度が書いてあって、レーリー2、1、1日2回点検することにはなってるそうです。中ではそこでは明確になっております。
1:01:56	ストコンかい削除の対象としたのはあくまで起動前の点検、
1:02:01	のところから外したいというそういうことだという理解でいいですか。 そうですね。はい。
1:02:09	はいわかりました。はい。どうも。
1:02:15	はい。その他、よろしいでしょうか。
1:02:20	はい。それでは、本日のヒアリングは、これで終了いたします。ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。